



愛媛県報

発行 愛媛県

令和6年6月28日金曜日 第521号

◇ 目 次 ◇ 告 示

自衛官候補生の採用試験..... (行政経営課) ... 478
 救急病院の協力申出..... (医療対策課) ... 478
 落札者等の告示..... (子育て支援課) ... 478
 大規模小売店舗の変更の届出の概要等 (7件)..... (経営支援課) ... 479
 県営土地改良事業の事業計画書の縦覧..... (農地整備課) ... 482
 県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧..... (") ... 483
 まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量..... (水産課) ... 483
 東予港湾計画の変更の概要..... (港湾海岸課) ... 483
 建設業者の許可の取消し..... (東予地方局管理課) ... 483
 指定居宅サービス事業者の指定..... (南予地方局地域福祉課) ... 483
 介護医療院の開設の許可..... (") ... 484
 指定障害福祉サービス事業の廃止..... (") ... 484
 道路の供用開始 (一般国道 197号)..... (南予地方局大洲土木事務所) ... 484

公 告

登録販売者試験の実施..... (薬務衛生課) ... 484

選挙管理委員会告示

愛媛県議会議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表の一部訂正..... (選挙管理委員会) ... 485

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第658号

自衛隊法施行令 (昭和29年政令第179号) 第117条第1項及び第118条の規定に基づき、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称並びに担当区域を次のとおり定める。

令和6年6月28日

愛媛県知事 中村時広

試験期日	試験場の位置	試験場の名称	担当区域
筆記試験、作文及び適性検査 (WEB試験) 令和6年7月27日(土)0時から令和6年7月30日(火)24時の間で任意の時間	任意の場所	任意の場所	県内全域
口述試験及び身体検査 令和6年8月3日(土)	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域

○愛媛県告示第659号

次の病院は、救急病院等を定める省令 (昭和39年厚生省令第8号) 第1条第1項の規定による救急病院である。

令和6年6月28日

愛媛県知事 中村時広

名称	所在地	開設者名	認定の有効期限
宇和島市立津島病院	宇和島市津島町高田丙15番地	宇和島市	令和9年6月27日まで

○愛媛県告示第660号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和6年6月28日

愛媛県知事 中村時広

随意契約に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約にした理由
えひめこどもの城芝生広場 エリアリニューアル業務一式	愛媛県保健福祉部生きがい推進局子育て支援課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和6年6月14日	朝日建設株式会社 松山市太山寺町964番地	169,950,000円	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号の規定による。

○愛媛県告示第661号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに新居浜市役所において告示の日から4週間縦覧に供する。

令和6年6月28日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変更前	変更後	変更する年月日	届出年月日
フジ新居浜店	新居浜市新須賀町二丁目555番1外	駐車場の位置及び収容台数	830台	332台	令和6年11月20日	令和6年6月14日
		駐輪場の位置及び収容台数	325台	77台		
		荷さばき施設の位置及び面積	350平方メートル	185平方メートル		
		廃棄物等の保管施設の位置及び容量	60立方メートル	27.8立方メートル		
		大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	午前9時から午後10時まで	午前9時から午後11時まで		
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前8時45分から午後10時15分まで	午前8時30分から午後11時30分まで		
		駐車場の自動車の出入口の数及び位置	11箇所	8箇所		
		荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前6時から午後6時まで	24時間		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに新居浜市役所において告示の日から1週間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第662号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに西条市役所において告示の日から4週間縦覧に供する。

令和6年6月28日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日	届 出 の 日
ダイレックスついたち店	西条市朝日市字兵衛田329番1	大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	ダイレックス株式会社 代表取締役 多田 高志	ダイレックス株式会社 代表取締役 五味 肇	令和6年 3月1日	令和6年 6月17日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに西条市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第663号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和6年6月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日	届 出 の 日
ダイレックス今治石井店	今治市石井町一丁目268番1 外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	ダイレックス株式会社 代表取締役 多田 高志	ダイレックス株式会社 代表取締役 五味 肇	令和6年 3月1日	令和6年 6月17日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	ダイレックス株式会社 代表取締役 多田 高志	ダイレックス株式会社 代表取締役 五味 肇		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第664号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和6年6月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の日	届出日
ダイレックス堀江店	松山市堀江町甲805番1 外	大規模小売店舗の名称	ダイレックス松山堀江店	ダイレックス堀江店	令和6年3月1日	令和6年6月17日
		大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	ダイレックス株式会社 代表取締役 多田 高志	ダイレックス株式会社 代表取締役 五味 肇		
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	ダイレックス株式会社 代表取締役 多田 高志	ダイレックス株式会社 代表取締役 五味 肇		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第665号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部商工観光課並びに宇和島市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和6年6月28日

愛媛県知事 中村 時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の日	届出日
ダイレックス伊予津島店	宇和島市津島町高田丙128番地	大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	ダイレックス株式会社 代表取締役 多田 高志	ダイレックス株式会社 代表取締役 五味 肇	令和6年3月1日	令和6年6月17日
ダイレックス北宇和島店	宇和島市伊吹町字中屋甲1343番1 外	大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	ダイレックス株式会社 代表取締役 多田 高志	ダイレックス株式会社 代表取締役 五味 肇	令和6年3月1日	令和6年6月17日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部商工観光課並びに宇和島市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第666号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部商工観光課並びに鬼北町役場において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和6年6月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日	届 出 の 日
ダイレックス広見店	北宇和郡鬼北町大字芝58番地	大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	ダイレックス株式会社 代表取締役 多田 高志	ダイレックス株式会社 代表取締役 五味 肇	令和6年 3月1日	令和6年 6月17日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部商工観光課並びに鬼北町役場において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第667号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部商工観光課並びに愛南町役場において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和6年6月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日	届 出 の 日
ダイレックス愛南店	南宇和郡愛南町御荘平城3995番地1	大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	ダイレックス株式会社 代表取締役 多田 高志	ダイレックス株式会社 代表取締役 五味 肇	令和6年 3月1日	令和6年 6月17日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部商工観光課並びに愛南町役場において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第668号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、西条市丹原町来見地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

令和6年6月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（ため池等整備事業・六本松地区）計画書の写し

2 縦覧期間

令和6年7月1日から7月29日まで

3 縦覧場所

西条市役所本庁

○愛媛県告示第669号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第16項の規定により、松山市浅海原地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第18項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

令和6年6月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（ほ場整備事業・浅海原地区）変更計画書の写し

2 縦覧期間

令和6年7月1日から7月29日まで

3 縦覧場所

松山市役所北条支所

○愛媛県告示第670号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和6管理年度（令和6年7月1日から令和7年6月30日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を次のように定めた。

令和6年6月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
愛媛県まさば及びごまさば漁業	現 行 水 準

○愛媛県告示第672号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和6年6月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 と な っ た 事 実
（般 - 5）第19001号	令和5年7月11日	クリタ山陽(株)	田中 勝晋	四国中央市三島中央3-15-12	令和6年4月1日	管工事業 機械器具設置工事業	建設業の廃止
（般 - 3）第16847号	令和3年5月16日	ハウジング東予(株)	近藤 昭博	西条市北条1184-25	令和6年5月8日	建築工事業	建設業の廃止
（般 - 2）第15746号	令和2年5月19日	さいき塗そう	佐伯 健一	西条市大町777-5	令和6年5月13日	塗装工事業	建設業の廃止
（般 - 5）第17264号	令和6年1月27日	(株)ワイズファクトリー	本村 泰久	西条市港113-1	令和6年5月13日	土工事業 とび・土工事業 舗装工事業	建設業の廃止（一部）
（般 - 4）第13770号	令和4年7月8日	東洋船舶工業(株)	重見 直美	今治市大正町4-1-1	令和6年5月14日	土工事業 とび・土工事業 鋼構造物工事業 舗装工事業 しゅんせつ工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第673号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

○愛媛県告示第671号

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第9項の規定に基づき、東予港港湾計画の変更の概要を次のとおり告示する。

令和6年6月28日

東予港港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 中 村 時 広

1 港湾計画の変更の概要

東予港港湾計画の変更の概要（平成17年5月愛媛県告示第1028号）及び東予港港湾計画の変更の概要（平成24年5月愛媛県告示第703号）によりその概要を告示した東予港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

(1) 水域施設計画

泊地

地区名	水深（メートル）	面積（ヘクタール）
西 条	7.5	5

(2) 外郭施設計画

防波堤

地区名	名 称	延長（メートル）
西 条	西条第1防波堤	1,154
	西条第2防波堤	810

2 港湾計画の縦覧の場所

松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県土木部河川港湾局港湾海岸課

令和6年6月28日

愛媛県南予地方局長 阿部 恭司

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社ここいろ	訪問介護ステーション ここいろ	愛媛県宇和島市丸之内三丁目6番1号	令和6年5月15日	訪問介護

○愛媛県告示第674号

介護保険法（平成9年法律第123号）第107条第1項の規定により、次のとおり介護医療院の開設を許可した。

令和6年6月28日

愛媛県南予地方局長 阿部 恭司

介護医療院の開設者の名称又は氏名	介護医療院		許可年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
医療法人青峰会	真網代くじら介護医療院	愛媛県八幡浜市五反田1番耕地1046番地1	令和6年5月1日	介護医療院

○愛媛県告示第675号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和6年6月28日

愛媛県南予地方局長 阿部 恭司

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	廃止に係る指定障害福祉サービス事業所		廃止年月日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地	
3810700389	一般社団法人 夢ノ杜福祉会	愛媛県大洲市平野町野田1514番地	新井 真千安	就労移行支援	就労移行支援事業所ミライズMeRise!	愛媛県大洲市柚木1030番地4	令和6年5月31日

○愛媛県告示第676号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年6月28日

愛媛県知事 中村 時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
一般国道	197号	大洲市肱川町宇和川4323番2から同町宇和川4370番2まで	令和6年6月28日

公 告

○公 告

登録販売者試験の実施について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第36条の8第1項の規定により、令和6年登録販売者試験を次のとおり実施する。

令和6年6月28日

愛媛県知事 中村 時広

- 試験の日時
令和6年11月13日（水）午前10時
- 試験の場所

- 愛媛国際貿易センター 愛媛県松山市大可賀二丁目1番28号
- 受験申請書の提出期間
令和6年8月2日（金）から16日（金）まで。
ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
 - 受験申請書の提出先
県内居住者については住所地を管轄する保健所（松山市の区域にあっては、中予保健所）と、県外居住者については愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課とする。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第39号

令和5年4月9日執行の愛媛県議会議員選挙（松山市・上浮穴郡選挙区）における公職の候補者松尾和久の出納責任者井上秀明から公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条第1項の規定に基づき提出された選挙運動費用収支報告書の訂正の報告があったので、愛媛県議会議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表（令和5年10月愛媛県選挙管理委員会告示第67号）の一部を次のとおり訂正する。

令和6年6月28日

愛媛県選挙管理委員会委員長 三好賢治

次の表の訂正前の欄に掲げる記載事項を同表の訂正後の欄に掲げる記載事項に下線で示すように訂正する。

訂 正 後					訂 正 前																																																																																																																																											
1・2 省略					1・2 省略																																																																																																																																											
3 報告書の要旨					3 報告書の要旨																																																																																																																																											
(1) 省略					(1) 省略																																																																																																																																											
(2) 松山市・上浮穴郡選挙区					(2) 松山市・上浮穴郡選挙区																																																																																																																																											
省略					省略																																																																																																																																											
<table border="1"> <tr> <td>候補者氏名</td> <td>松尾和久</td> <td>所属党派</td> <td>自由民主党</td> <td rowspan="2">期 間 令和4年12月22日から 第1回分 令和5年5月15日まで 第2回分</td> </tr> <tr> <td>出納責任者氏名</td> <td>井上秀明</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>					候補者氏名	松尾和久	所属党派	自由民主党	期 間 令和4年12月22日から 第1回分 令和5年5月15日まで 第2回分	出納責任者氏名	井上秀明			<table border="1"> <tr> <td>候補者氏名</td> <td>松尾和久</td> <td>所属党派</td> <td>自由民主党</td> <td rowspan="2">期 間 令和4年12月22日から 第1回分 令和5年5月15日まで 第2回分</td> </tr> <tr> <td>出納責任者氏名</td> <td>井上秀明</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>					候補者氏名	松尾和久	所属党派	自由民主党	期 間 令和4年12月22日から 第1回分 令和5年5月15日まで 第2回分	出納責任者氏名	井上秀明																																																																																																																							
候補者氏名	松尾和久	所属党派	自由民主党	期 間 令和4年12月22日から 第1回分 令和5年5月15日まで 第2回分																																																																																																																																												
出納責任者氏名	井上秀明																																																																																																																																															
候補者氏名	松尾和久	所属党派	自由民主党	期 間 令和4年12月22日から 第1回分 令和5年5月15日まで 第2回分																																																																																																																																												
出納責任者氏名	井上秀明																																																																																																																																															
<table border="1"> <tr> <td colspan="2">収入</td> <td colspan="3">支出</td> </tr> <tr> <td colspan="2">主たる寄附</td> <td colspan="3">省略</td> </tr> <tr> <td>(氏名・団体名)</td> <td>(職業)</td> <td>(寄附額)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>松尾和久後援会</td> <td></td> <td>4,000,000円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>自由民主党愛媛県支部連合会</td> <td></td> <td>1,000,000</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>自由民主党松山支部連合会</td> <td></td> <td>100,000</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>村上香織</td> <td>会社員</td> <td>90,000</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>京口青夢</td> <td>学生</td> <td>90,000</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>三神典恵</td> <td>パート</td> <td>90,000</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>井上秀明</td> <td>会社役員</td> <td>90,000</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の寄附</td> <td>0件</td> <td>0</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の収入</td> <td></td> <td>0</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>今 回 計</td> <td></td> <td>5,460,000</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>総 計</td> <td></td> <td>5,460,000</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>					収入		支出			主たる寄附		省略			(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)			松尾和久後援会		4,000,000円			自由民主党愛媛県支部連合会		1,000,000			自由民主党松山支部連合会		100,000			村上香織	会社員	90,000			京口青夢	学生	90,000			三神典恵	パート	90,000			井上秀明	会社役員	90,000			その他の寄附	0件	0			その他の収入		0			今 回 計		5,460,000			総 計		5,460,000			<table border="1"> <tr> <td colspan="2">収入</td> <td colspan="3">支出</td> </tr> <tr> <td colspan="2">主たる寄附</td> <td colspan="3">省略</td> </tr> <tr> <td>(氏名・団体名)</td> <td>(職業)</td> <td>(寄附額)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>自由民主党愛媛県支部連合会</td> <td></td> <td>1,000,000円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>自由民主党松山支部連合会</td> <td></td> <td>100,000</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>村上香織</td> <td>会社員</td> <td>90,000</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>京口青夢</td> <td>学生</td> <td>90,000</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>三神典恵</td> <td>パート</td> <td>90,000</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>井上秀明</td> <td>会社役員</td> <td>90,000</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の寄附</td> <td>0件</td> <td>0</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の収入</td> <td></td> <td>4,000,000</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>今 回 計</td> <td></td> <td>5,460,000</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>総 計</td> <td></td> <td>5,460,000</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>					収入		支出			主たる寄附		省略			(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)			自由民主党愛媛県支部連合会		1,000,000円			自由民主党松山支部連合会		100,000			村上香織	会社員	90,000			京口青夢	学生	90,000			三神典恵	パート	90,000			井上秀明	会社役員	90,000			その他の寄附	0件	0			その他の収入		4,000,000			今 回 計		5,460,000			総 計		5,460,000		
収入		支出																																																																																																																																														
主たる寄附		省略																																																																																																																																														
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)																																																																																																																																														
松尾和久後援会		4,000,000円																																																																																																																																														
自由民主党愛媛県支部連合会		1,000,000																																																																																																																																														
自由民主党松山支部連合会		100,000																																																																																																																																														
村上香織	会社員	90,000																																																																																																																																														
京口青夢	学生	90,000																																																																																																																																														
三神典恵	パート	90,000																																																																																																																																														
井上秀明	会社役員	90,000																																																																																																																																														
その他の寄附	0件	0																																																																																																																																														
その他の収入		0																																																																																																																																														
今 回 計		5,460,000																																																																																																																																														
総 計		5,460,000																																																																																																																																														
収入		支出																																																																																																																																														
主たる寄附		省略																																																																																																																																														
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)																																																																																																																																														
自由民主党愛媛県支部連合会		1,000,000円																																																																																																																																														
自由民主党松山支部連合会		100,000																																																																																																																																														
村上香織	会社員	90,000																																																																																																																																														
京口青夢	学生	90,000																																																																																																																																														
三神典恵	パート	90,000																																																																																																																																														
井上秀明	会社役員	90,000																																																																																																																																														
その他の寄附	0件	0																																																																																																																																														
その他の収入		4,000,000																																																																																																																																														
今 回 計		5,460,000																																																																																																																																														
総 計		5,460,000																																																																																																																																														
省略					省略																																																																																																																																											
(3)・(4)省略					(3)・(4)省略																																																																																																																																											